

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 災害派遣福祉チーム(全国老施協 DWAT)設置要綱

1. 目的

大規模自然災害発生時の被災地域における高齢者福祉施設に対し、迅速かつ的確な専門職種による福祉ニーズの把握・支援等の実施、並びに本事業を通じて平時からの全国老施協会員施設における防災対応力向上を目的として、設置する。

2. 実施主体

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」という。）

3. 実施協力

対象地区に関わる当該都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）

4. 事業内容

（１） 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の構成等

１チーム当たり介護職員、看護職員、生活相談員、ケアマネジャー、施設長等の専門職４～６人程度で構成することが望ましいが、登録の希望があった場合は、職種を問わず１人からでも登録可能とする。

（２） 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の登録

事前に都道府県（市）老施協ごとに別紙【様式１】を全国老施協へ提出し、登録する。

（３） 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の養成

全国老施協が主催する「災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）養成基礎研修プログラム」の受講もしくは同等の研修会を修了することが望ましい。

（４） 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の要請

大規模自然災害発生時に当該都道府県等老施協が全国老施協に派遣を要請し、それをもって全国老施協が協力可能な都道府県等老施協および登録チームへ別紙【様式２－１】【様式２－２】をもって派遣依頼を行う。

（５） 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の活動

被災地域の高齢者福祉施設において、福祉ニーズの把握・支援等を行うとともに介護業務、相談援助業務等全般について活動する。

ただし、介護業務・相談援助業務以外の付随的業務(片付け)については、作業内容や作業時間等を事前に取り決めを行う。

(6) 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の情報共有

災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）及び全国老施協並びに都道府県等老施協は、【様式 3】に基づき、関係者連絡先等について共有する。

(7) 災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）の活動計画及び報告について

被災地域の高齢者福祉施設における活動計画及び報告については、各チームリーダーが【様式 5】【様式 6－1】【様式 6－2】に基づき、都道府県等老施協及び全国老施協へ提出することとする。

5. 設置時期

平成 29 年 7 月～

6. 活動費用

(1) 本会が主催する養成基礎研修参加費については本会負担とする。

(2) 災害発生時の活動費用については、人件費については派遣元施設の負担とし、交通費・宿泊費（実費）及び旅費日当（1 日当たり 3,000 円、出張に伴う諸経費に対応する手当を言う。）については本会負担とする。

(3) 派遣時に購入が必要と思われる物資については、事前に全国老施協と協議を行い購入の可否を決定する。

7. 事務局

公益社団全国老人福祉施設協議会

災害対策委員会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2－7－1 塩崎ビル 7 階

TEL:03-5211-7700 FAX:03-5211-7705

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月 9 日から施行する。

令和 5 年 1 月 9 日、「4. 事業内容(1)・(5)・(7)」を修正・変更

附 則

この改正は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

令和 6 年 5 月 1 日、「4. 事業内容(7)、6. 活動費用」を修正・変更

令和 8 年 7 月 2 日、「6. 活動費用(2)」を修正・変更